

資金管理業務規程の変更(新旧対照表)

〔変更理由〕

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)第76条第2項第2号が改正され(平成18年10月1日施行予定)、再資源化預託金等の取り戻しをする際に申請書に添付すべき書類が変更となるため、業務規程を変更する。(変更箇所は下線部分)

項目	業務規程(新)	業務規程(現行)
第7章 再資源化預託金等の取戻し	(再資源化預託金等の取戻し手続) 第22条 <略> 2 再資源化預託金等の取戻しを申請する者が申請書に添付する必要がある書類は、以下のとおりとする。 (1) <略> (2) 当該自動車の船積みがあった旨が記載された船荷証券 <u>その他船舶による当該自動車の運送の契約に関する書類</u> (当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)の写し (3) <略>	(再資源化預託金等の取戻し手続) 第22条 <略> 2 再資源化預託金等の取戻しを申請する者が申請書に添付する必要がある書類は、以下のとおりとする。 (1) <略> (2) 当該自動車の船積みがあった旨が記載された船荷証券(当該自動車の車台番号の記載のあるものに限る。)の写し (3) <略>